

総学庶第366号

平成5年8月2日

15-3

最高裁判所長官

草 場 良 八 殿

日本学術会議会長

近 藤 次 郎

民事判決原本の保存について（要望）

標記について、日本学術会議第809回運営審議会の議決に基づき、下記のとおり要望します。

記

最近、貴庁におかれましては、平成4年1月23日最高裁判所規程第1号で事件記録等保存規程の一部を改正し、民事判決原本の保存期間を永久から五十年と改められました。同規程の運用についての通達により、特別保存等の措置がとられることとなったとはいえ、期間経過後、民事判決原本は、原則として廃棄処分に付されることとされております。

私どもは、民事判決原本はその法的役割を終えた後も、日本の法文化を後世に伝える上で貴重な歴史的資料であるとともに、研究者にとっても掛け替えのない貴重な学術的資料であると考え、それが失われることについて憂慮しております。例えば、近時、明治期の民事判決原本を資料として、当時の法と社会の関係について検討し、近代日本の法文化の特質を解明しようとする優れた研究が現れていますが、もし民事判決原本が廃棄されることになれば、このような研究の機会は永久に失われるかもしれません。

民事判決原本の保存に要する施設等について問題があることは十分理解できるところですが、この点については、貴重な歴史的資料の保存という国家的な課題として、緊急に適切な検討、対応をする必要があると考えるとともに、この問題についての十分な検討が行われ、その対策が確立されるまでは、当面、民事判決原本の廃棄を中止されるよう要望いたします。

また、この問題については、法学研究者、歴史学研究者等の関係ある研究者、特に、関係学会の意見を十分徹した上で対処されますよう重ねて要望いたします。

本信送付先

最高裁判所長官